

3. 第二次大戦終結までの時期

一九四一年八月、ルーズベルト、チャーチルの米英両首脳は、第二次大戦における連合国側の政策の指導原則ともいべき大西洋憲章に署名しました。この憲章の中で、米英両国は戦争によつて領土の拡張は求めない方針を明らかにしました。これは、第二次大戦



戦前の色丹島色丹小学校

における連合国側の政策の中心的原則となり、また、終戦後敗戦国を処理する際の方針ともなりました。ソ連は同年九月二十四日の政府宣言によりこの憲章への参加を表明しました。一九四三年十一月二十七日のカイロ宣言は、この憲章の方針を確認し、同時に日本について、日本

は第一次大戦により得た太平洋の諸島、満州、台湾及び澎湖島、朝鮮、それに、「暴力及び貪欲により日本国が略取り日本国が略取した」他の全ての地域から追い出されなければならぬと宣言しました。



戦前の紗那市街

は、前述のとおり、樺太千島交換条約によつて平和裡に我が国が譲り受けたもので、日本によつて暴力及び貪欲により略取された地域でないことは言うまでもありません。ましてや、日本固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島が、カイロ宣言に述べた「日本国が略取したる地域」に当たらないことは言うまでもないことです。

(一九四五年二月十一日、米国のルーズベルト大統領、英國のチャーチル首相、ソ連のスターリン元帥により署名されたヤルタ協定に

かし、千島列島は、南樺太、千島列島についてははつきり述べていません。しかし、千島列島

は、樺太の南部及びこれに隣接するすべての島はソ連に「返還する」こと、及び千島列島 (The Kurile Islands) はソ連に「引き渡す」ことが書かれています。ソ連は、従来から北方領土問題について、しばしばこのヤルタ協定を引き合いに出していました。

しかしながら、第一に、ヤルタ協定は、当時の連合国の首脳者の間で戦後の処理方針を述べたにすぎないものであり、関係連合国間において領土問題の最終的処理につき決定したものと考えることはできません。

このことは、米国政府も、一九五六年九月七日のこの問題に関する同政府の公式見解の中で、ヤルタ協定はただそれを署名した国の首脳が共通の目標を述べたものにすぎないと認め、その当事国によるいかなる最終的決定をなすものなく、また領土を移転するようないかなる法律的な効果を持つものでないと認める、と述べていることからも明らかです。

第二に、そもそも我が国はヤルタ協定には参加していないのですから、いかなる意味でも、この協定に拘束されることではなく、したがつて少なくとも日本との関係では、ソ連はヤルタ協定を引き合いに出せるものではありません。)

一九四五年七月二十六日のポツダム宣言は、カイロ宣言の条項は履行されなければならず、また、日本国は本州、北海道、九州、及び四国並びにわれらの決定する諸小島に限られなければならぬ (第八項) と述べています。

戦争の結果としての領土の最終的処理は平和条約によつて初めて行われるものであり、その意味で、ポツダム宣言のこの規定は、平和条約と別に、それだけで領土処理について法的効果を持ち得るものではありません。

しかも、同宣言は、「われらの決定する諸小島」と述べているにすぎず、この内容を具体的にはつきりさせたものではありません。また、これがカイロ宣言の領土不拡大の原則に反するような方針を述べたものとも解釈できません。逆に、日本は、ポツダム宣言で明らかのように、この宣言がカイロ宣言の原則を引き継いでいると考えて、降伏の際、ポツダム宣言を受諾したのであり、また、ソ連もポツダム宣言に参加した結果としてカイロ宣言の領土不拡大の原則を認めたものと解されます。



ヤルタ協定 (3首脳集合写真)

[写真提供・共同通信社]

しかしながら、ソ連は、一九四五年八月九日、当時まだ有効であつた日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。そして、八月十四日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後の八月十八日、カムチャツカ半島から第二極東軍が進撃して千島列島の占領を開始

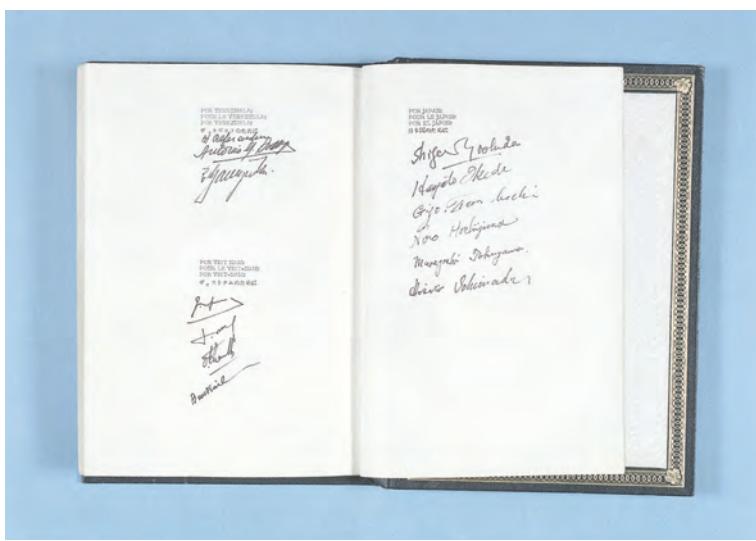
し、三十一日までに千島列島の南端であるウルップ島の占領を完了しました。これとは別に、樺太から進撃した第一極東軍は、当初北海道の北半分（釧路・留萌ライン以北）及び北方四島の占領を任務としていましたが、前者につき米国の強い反対にあつたためこれを断念するとともに、米軍の不在が確認された北方四島に兵力を集中し、八月二十八日から九月五日までの間に択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の全てを占領してしまいました。（ちなみに、これら四島占領の際、日本軍は抵抗せず、占領は完全に無血で行われました。）このことは、当時ソ連軍に同行させられていた日本軍の作戦参謀の証言及び公開された旧ソ連海軍の資料からも明らかです。当時、ソ連自らも択捉島以南の四島はウルップ島以北の島々とは全く異なつたものであると認識しており、択捉島以南の四島の占領は、計画のみで中止された北海道北部と同様、日本の固有の領土であることを承知の上で行われたとの事実がここに示されています。

（なお、一九四六年一月二十九日付けの「若干の外廓地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書（SCAPIN第677号）」は、この指令の目的上、日本は四大島及び約千の近接諸島を含み、千島列島、歯舞群島及び色丹島を含まないものと定義されています（第二項）が、この指令は、占領行政上の措置にすぎず、領土問題の最終的決定とは関係がないことは明らかです。現に同覚書は、「この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」（第六項）と述べ、このことを明確に確認しています。）

4. サンフランシスコ平和条約

サンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（第二条(c)項）



サンフランシスコ条約への調印

つて、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に